資料３

令和７年度・８年度　運営会委員会委員の選出について

令和７年度は役員改選期となります。任期は令和７年度から８年度の２年間、人事異動等なければ、原則、令和９年３月３１日までとなります。

後日、各団体に対し役員の依頼をしますので３月上旬までに選出をお願いします。

島田市農村環境改善センター条例（抜粋）

（運営委員会）

第 13 条　環境改善センターの適正かつ円滑な運営を図るため、第２条に規定する環境改善センターごとに、農村環境改善センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、環境改善センターごとに６人以内とする。

３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　学校教育関係者

（３）　社会教育関係者

（４）　家庭教育関係者

（５）　地域の代表者

４　**委員の任期は、２年とする。**ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする　→　令和７年４月１日から令和９年３月３１日

島田市農村環境改善センター条例施行規則（抜粋）

（運営委員会）

第 10 条　条例第 13 条に規定する農村環境改善センター運営委員会（以下「委員会」という。）に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　会長に事故があるときは副会長がその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（会議）

第 11 条　委員会の会議は、会長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 12 条　委員会の庶務は、島田市教育委員会の事務局において処理する。